

【過去問 国民年金法のレジュメ】

★ 権限の委任

(通常の国民年金法の条文)

社会保険庁長官 → 地方社会保険事務局長 → 社会保険事務所長
 (一部委任) (全部又は一部の委任)

(国民年金基金の条文)

厚生労働大臣 → 地方厚生局長 → 地方厚生支局長

社会保険庁長官だけが 行えるもの	①給付を受ける権利（老齢福祉年金を除く。）の裁定に関する権限 ②脱退一時金に関する権限 ③督促・滞納処分・延滞金の徴収に関する権限 ④国民年金原簿に関する権限 ⑤障害基礎年金の額の改定の権限
地方社会保険事務局長に委任されているが社会保険事務所長には再委任されていないもの	①老齢福祉年金の受給権者の届出及び老齢福祉年金の受給権者が死亡した場合の届出の権限、老齢福祉年金の裁定に関する権限 ②国民年金事務組合に係る認可・認可の取消 ③学生納付特例事務法人の指定にかかる権限 ④保険料納付確認団体の指定に関する権限
社会保険事務所長に再委任されているもの	①任意加入被保険者の資格の取得及び喪失に関する権限 ②国民年金手帳の作成、交付に関する権限 ③任意脱退の承認に関する権限 ④付加保険料の納付に係る申出に関する権限 ⑤保険料免除の申請に関する権限

★ 被保険者の資格喪失(その日喪失になるパターン)

① 同じ日に別の資格と入れ替わる場合

→ (例) 第1号被保険者で日本国内に住所を有しなくなった日の翌日に喪失。(当該日に更に第2号被保険者又は第3号被保険者になった場合はその日に喪失)

② 第1号被保険者で被用者年金各法による老齢給付等を受給するに至った日

③ 第2号被保険者で20歳前又は60歳以後に被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を喪失した日

④ 年齢の最終地点に達したとき

→ (例) 第1号被保険者又は第3号被保険者は60歳に達した日に喪失。

第2号被保険者は、65歳に達した日に喪失。(老齢退職が支給事由となっている年金の受給権があるときに限る。)

過去問 国民年金法

⑤ 任意加入被保険者（その1）

→ 老齢基礎年金の額を計算する基礎となる月数が480に達した日に喪失。

⑥ 任意加入被保険者（その2）

→ 資格喪失の申出が受理された日に喪失。

★ 任意加入被保険者

【第1号被保険者とみなすか否かの区別】

	任意加入被保険者	特例の任意加入被保険者
寡婦年金	○	×
死亡一時金	○	○
脱退一時金	○	○
付加保険料の納付	○	×
保険料の免除	×	×
国民年金基金の加入	×	×

★ 被保険者の届出

- ・ 第1号被保険者に関する届出 → 14日以内に市町村長に提出
- ・ 第3号被保険者に関する届出 → 14日以内に社会保険庁長官に提出

【重要ポイント】

- 資格喪失届がいない場合 → 60歳に達したとき又は死亡したとき
- 種別変更 → 強制被保険者の間だけで行われるもの

★ 併給の調整（厚生年金保険法と共通）

● 同一の支給事由のもので併給

老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
付加年金（※）		

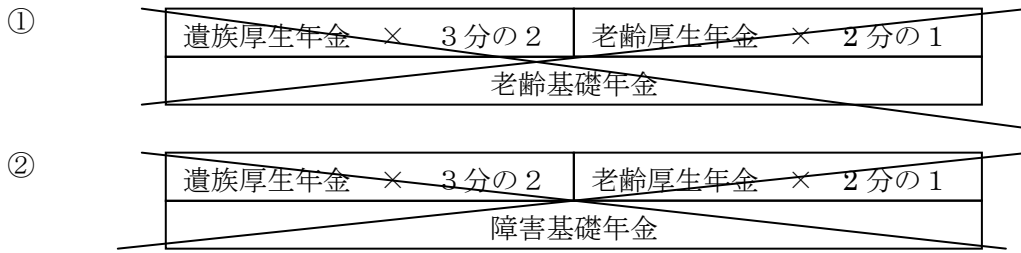
（※）付加保険料の納付済期間があれば、付加年金も併給。

● 受給権者が65歳に達している場合 → 支給事由が異なっても、併給可能

遺族厚生年金	老齢厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金

【注意】 厚生年金保険法 第 38 条の2、第 64 条の2

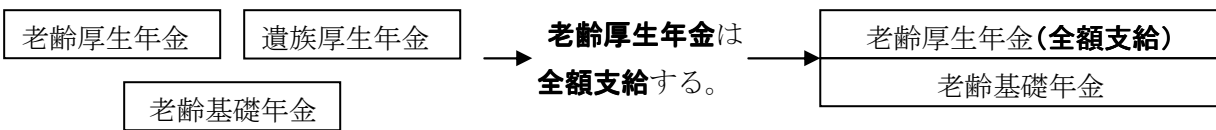
(改正前) この場合の遺族厚生年金は**配偶者に対するものに限る。**



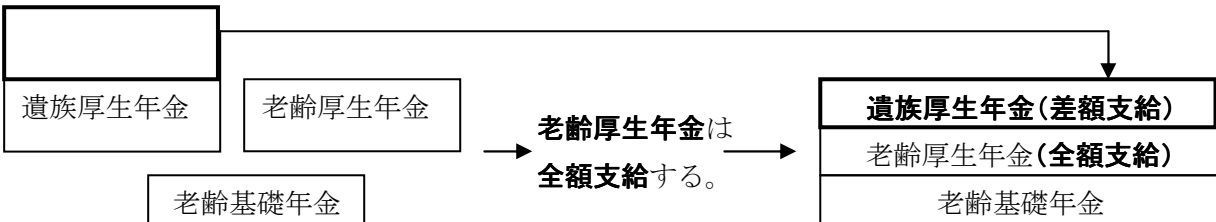
(改正後) 上の組み合わせを廃止して、下記の内容に変更。

① 老齢厚生年金、遺族厚生年金、**老齢基礎年金**の受給権を有する場合

(ア) 老齢厚生年金 \geq 遺族厚生年金の時

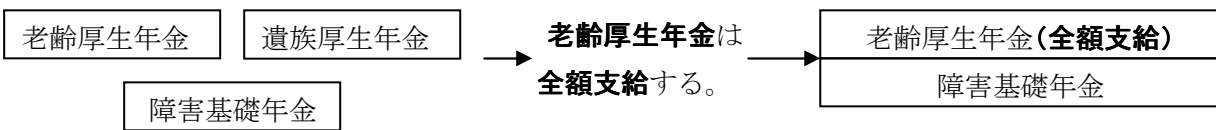


(イ) 老齢厚生年金 < 遺族厚生年金の時 (**遺族厚生年金**が老齢厚生年金より額が多いとき)

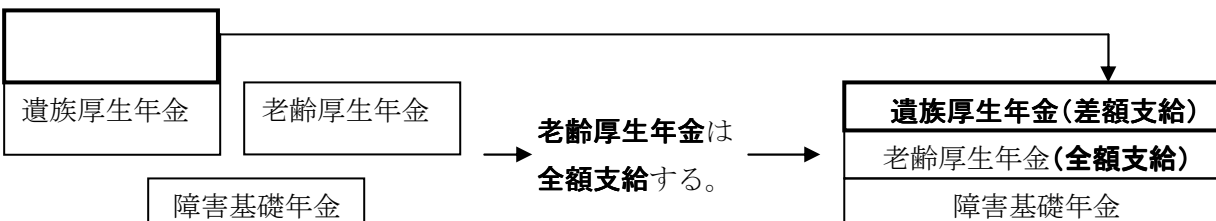


② 老齢厚生年金、遺族厚生年金、**障害基礎年金**の受給権を有する場合

(ア) 老齢厚生年金 \geq 遺族厚生年金の時

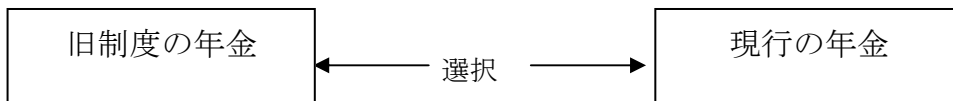


(イ) 老齢厚生年金 < 遺族厚生年金の時 (**遺族厚生年金**が老齢厚生年金より額が多いとき)



★ 新法と旧法との調整

(原則)



(例外)

① 老齢基礎年金と旧厚生年金保険法の遺族年金

旧厚生年金保険法の 遺族年金
老齢基礎年金

※ 65歳に達している者に限る。

② 旧国民年金法の老齢年金と遺族厚生年金

遺族厚生年金
旧国民年金法の 老齢年金

※ 65歳に達している者に限る。

③ 旧厚生年金保険法の老齢年金 × 1/2 と 遺族厚生年金

旧厚生年金保険法の 老齢年金 × 1/2	遺族厚生年金
-------------------------	--------

※ 65歳に達している者に限る。

④ 旧国民年金法の障害年金と老齢厚生年金

老齢厚生年金
旧国民年金法の 障害年金

※ 65歳に達している者に限る。

⑤ 旧国民年金法の障害年金と遺族厚生年金

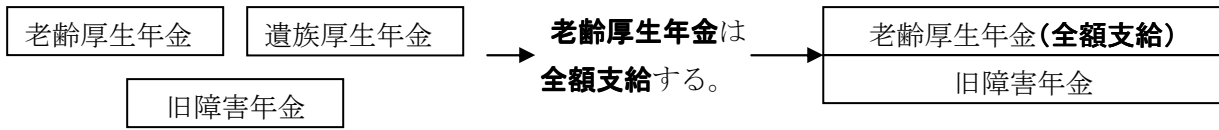
遺族厚生年金
旧国民年金法の 障害年金

※ 65歳に達している者に限る。

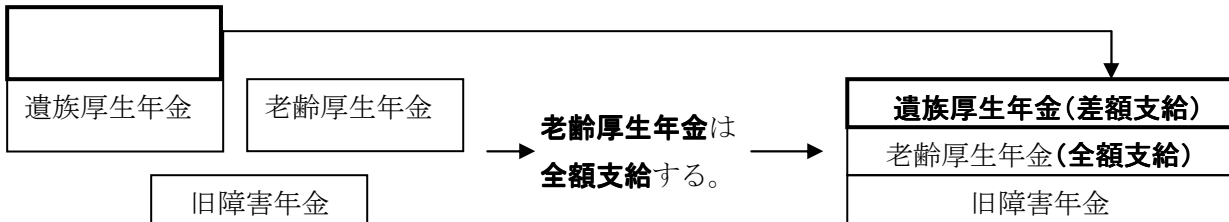
過去問 国民年金法

⑥ 老齢厚生年金、遺族厚生年金、**旧国民年金法の障害年金**の受給権を有する場合

(ア) 老齢厚生年金 \geq 遺族厚生年金の時

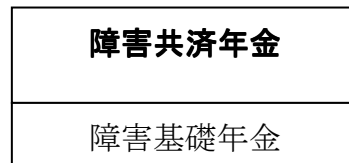
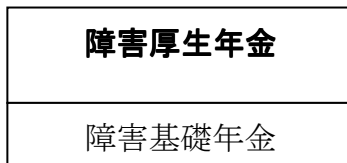


(イ) 老齢厚生年金 < 遺族厚生年金の時 (**遺族厚生年金**が老齢厚生年金より額が多いとき)

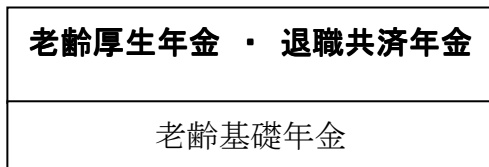


★ 共済年金との調整

(原則) 厚生年金と共済年金の併給はできない。

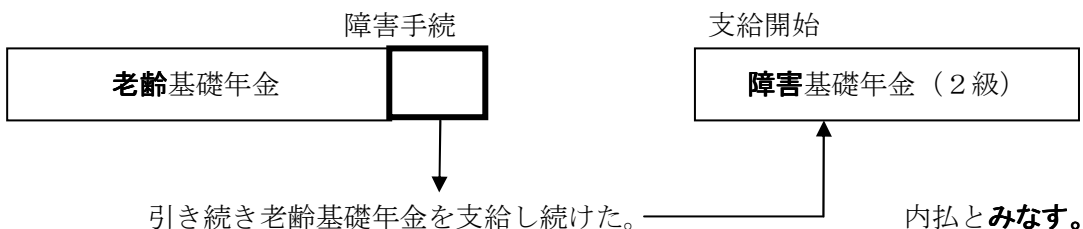


(例外) **老齢厚生年金**と**退職共済年金**は併給できる。(厚生年金保険法第38条第1項)



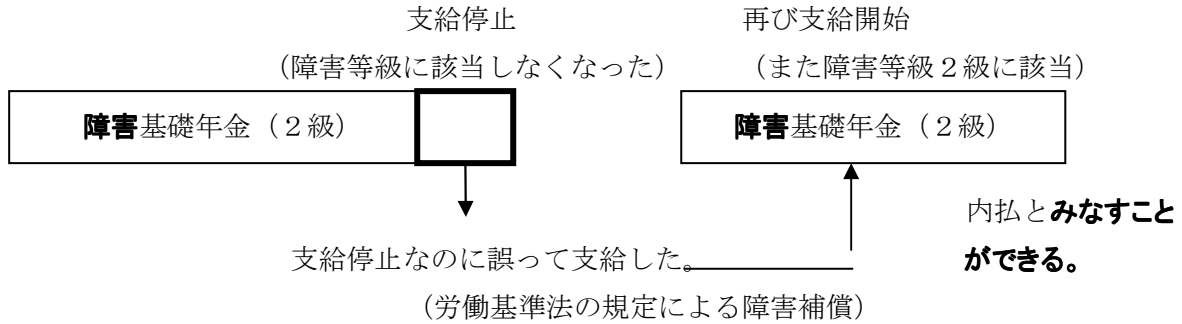
★ 年金の支払い調整・内払

(法第21条第1項)

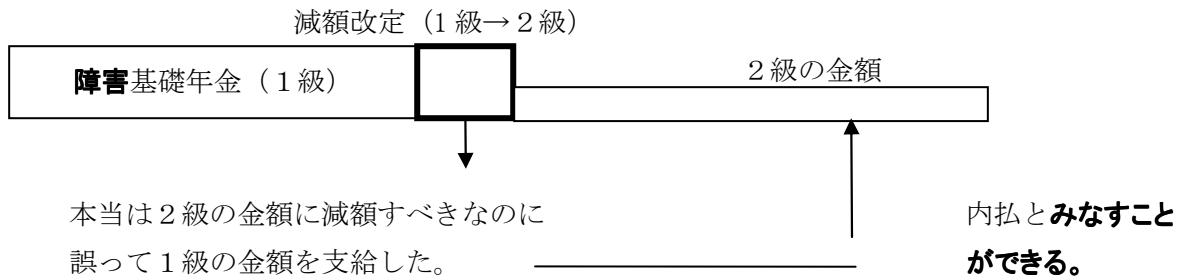


(法第 21 条第 2 項)

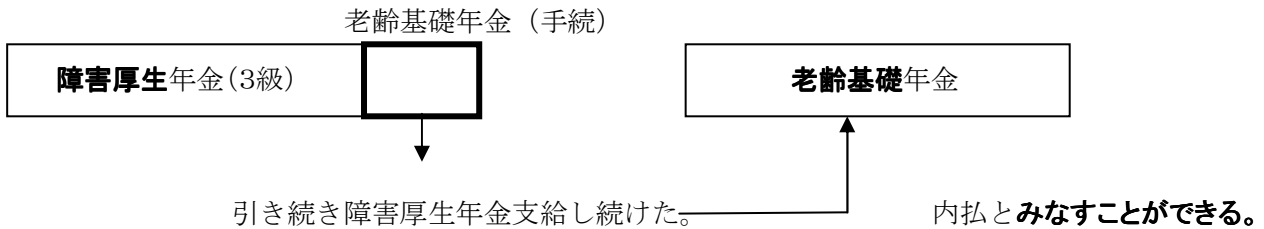
ア. 支給停止すべき場合



イ. 減額すべき場合



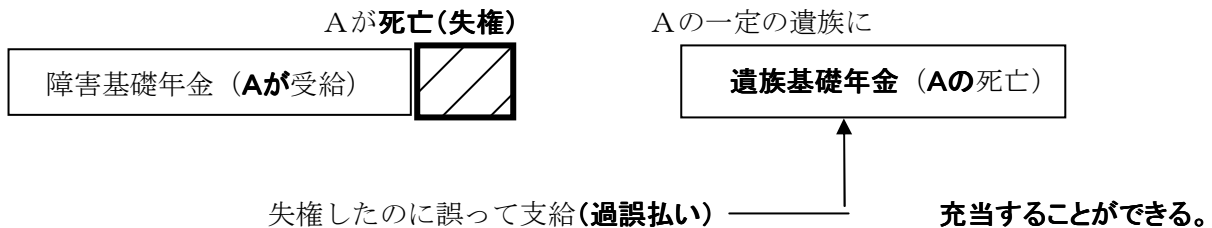
(法第 21 条第 3 項) …… 厚生年金保険の年金たる保険給付との内払



【重要ポイント】

国民年金と厚生年金保険制度間では内払い処理は可能だが、共済組合との間ではできない。

★ 年金給付の調整・過誤払 (充当)



【重要ポイント】

充当は国民年金間でしかできない。

★ 老齢基礎年金の年金額

☆ 老齢基礎年金の満額 = 780,900円 × 改定率

(原則として、20歳から60歳までの**40年間すべて保険料納付済期間**であること。)

☆ 保険料納付済期間が40年に満たない場合 → 不足する期間に応じて**減額される**。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{① 保険料納付済期間の月数}} + \boxed{\text{② 保険料4分の1免除期間の月数} \times \frac{7}{8}} + A \\ & + \boxed{\text{③ 保険料半額免除期間の月数} \times \frac{3}{4}} + B \quad \boxed{\text{④ 保険料4分の3免除期間の月数} \times \frac{5}{8}} + C \\ & + \boxed{\text{⑤ 保険料全額免除期間の月数} \times \frac{1}{2}} \end{aligned}$$

① 保険料納付済期間の月数

② 8分の7を乗じることとなる保険料4分の1免除期間の月数は、480から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を上限とする。

※ A … 保険料4分の1免除期間の月数が、②の上限を超える場合は、その超える月数については、8分の3を乗じることとなる。

③ 4分の3を乗じることとなる保険料半額免除期間の月数は、480から保険料納付済期間の月数及び保険料4分の1免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を上限とする。

※ B … 保険料半額免除期間の月数が、③の上限を超える場合は、その超える月数については、4分の1を乗じることとなる。

④ 8分の5を乗じることとなる保険料4分の3免除期間の月数は、480から保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を上限とする。

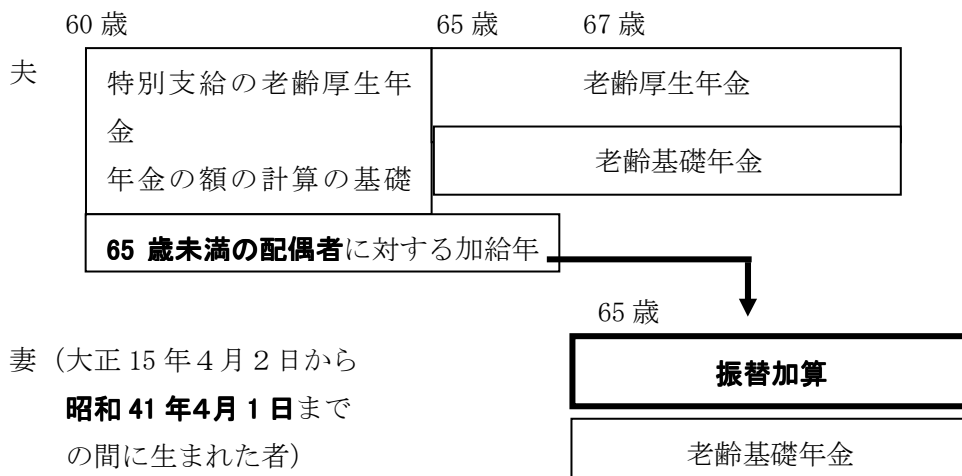
※ C … 保険料4分の3免除期間の月数が、④の上限を超える場合は、その超える月数については、8分の1を乗じることとなる。

⑤ 2分の1を乗じることとなる保険料全額免除期間の月数は、480から保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料4分の3免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を上限とする。

※ 保険料全額免除期間には、学生等の保険料納付特例期間は含まれない。

★ 振替加算

(例) 夫 (老齢基礎年金の受給権者の配偶者) が妻 (**老齢基礎年金の受給権者**) より 2 歳年長の場合。



(問題点) この間に生まれた人は**老齢基礎年金の額が少ないケースが多い**。

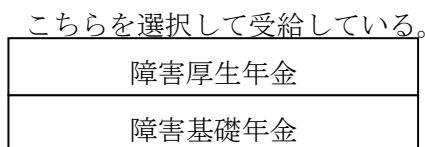
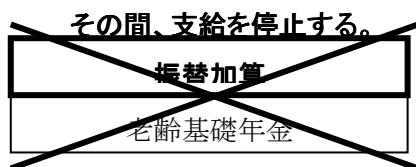
(振替加算の要件)

1. 老齢基礎年金の受給権者が大正 15 年 4 月 2 日から**昭和 41 年 4 月 1 日以前**の間に生まれた者であること。
2. 65 歳に達したとき次のいずれかに該当するその者の配偶者によって生計を維持し、かつ、65 歳に達した日の前日において、その配偶者が受給権を有する年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となっていたこと。
 - ア. **老齢厚生年金又は退職共済年金** (その額の計算の基礎となる被保険者期間等の月数が **240 以上** (中高齢の資格期間短縮の特例に該当する者は、その期間以上) であるものに限る。) の受給権者
 - イ. **障害厚生年金又は障害共済年金** の受給権者 (同一の支給事由に基づく障害で **1 級又は 2 級** の障害基礎年金を受けられる者に限る。)
3. **夫婦ともに大正 15 年 4 月 2 日以後**に生まれた場合であること。

★ 振替加算の支給停止

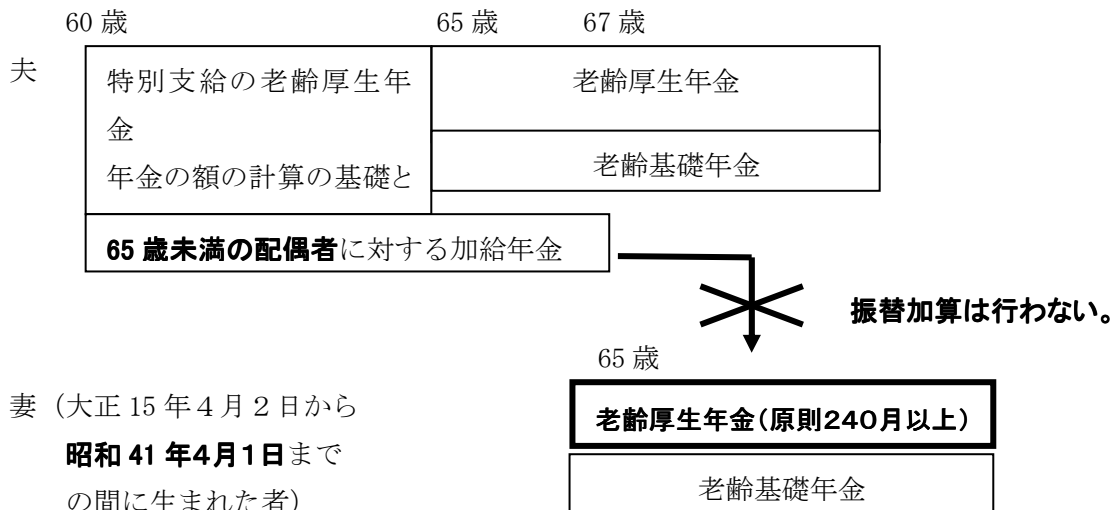
※ 振替加算は、老齢基礎年金の受給権者自身 (この例では妻) が**障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金**その他**障害**を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの (その全額につき支給停止されている給付を除く。) の支給を受けることができるときは、**その間、支給を停止する**。

妻 (大正 15 年 4 月 2 日から**昭和 41 年 4 月 1 日**までの間に生まれた者)



★ 振替加算を行わない場合

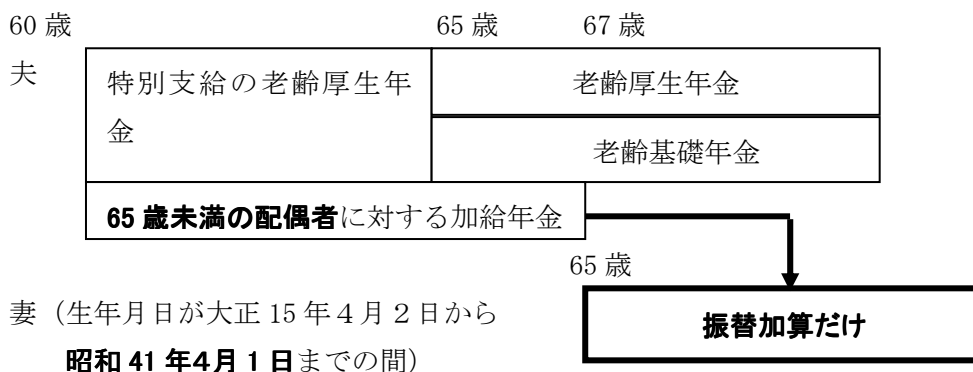
※ 振替加算は、老齢基礎年金の受給権自身（この例では妻）が**老齢厚生年金、退職共済年金**（被保険者期間等の月数が**240以上**あるもの又は中高齢の資格期間短縮の特例に該当する者に限る。）その他の**老齢又は退職**を支給事由とする給付であって政令で定めるものを受けるときは**行わない**。



妻（大正 15 年 4 月 2 日から
昭和 41 年 4 月 1 日まで
の間に生まれた者）

★ 振替加算のみの老齢基礎年金

（例）夫（老齢基礎年金の受給権者の配偶者）が妻（**老齢基礎年金の受給権者**）より 2 歳年長の場合。



妻（生年月日が大正 15 年 4 月 2 日から
昭和 41 年 4 月 1 日までの間）

★ 繰上げ支給の老齢基礎年金についての補足

【昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの規定】	【昭和 16 年 4 月 2 日以後生まれの規定】
<p>① 第2号被保険者・任意加入被保険者である間は、繰上げ支給の請求ができない。</p> <p>② 繰上げ受給権者が第2号被保険者となったときは、その間、繰上げ支給の老齢基礎年金は全額支給停止される。</p> <p>③ 繰上げの減額率 繰上げ支給を請求したときの年齢に応じて 0.42 から 0.11 となっている。</p> <p>④ 特別支給の老齢厚生年金は、繰上げ支給の老齢基礎年金受給中は、全額支給停止(定額部分と報酬比例部分)される。</p>	<p>① 任意加入被保険者である間は、繰上げ支給の請求ができない。</p> <p>② 繰上げ受給権者が第2号被保険者となっても、繰上げ支給の老齢基礎年金を受給することができる。</p> <p>③ 繰上げの減額率 1,000 分の 5 に当該年金の支給の繰上げを請求した日の属する月から 65 歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。) を乗じて得た額とする。</p> <p>④ 繰上げ支給の老齢基礎年金を受給中でも、報酬比例部分の老齢厚生年金との併給ができる。</p>

★ 障害基礎年金の支給停止事由

通常の障害基礎年金	20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金
<p>① 労働基準法の障害補償（6年間）</p> <p>② 障害等級の状態に該当しなくなったとき (原則として65歳に達する日の前日までは受給権は失権しない。)</p>	<p>① 労働基準法の障害補償（6年間）</p> <p>② 障害等級の状態に該当しなくなったとき</p> <p>※ 20歳前独自の支給停止事由</p> <p>① 恩給法に基づく年金給付(増加恩給を除く)</p> <p>② 労災保険法による年金たる給付等</p> <p>③ 刑事施設・労役場等に拘禁されている間。(注1)</p> <p>④ 少年院等に收容されている間。(注1)</p> <p>⑤ 日本国内に住所を有しないとき</p> <p>⑥ 受給権者の前年の所得による支給停止(注2)</p>

(注1) ③④については次の要件に該当する期間とされている

- ・ 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の**言渡しを受けて**刑事施設に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の**刑の執行を受けている**場合、労役場留置の**言渡しを受けて**労役場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合(つまり、**有罪が確定した後に身柄を拘束されている期間中に支給停止される。)**
- ・ 少年法の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合又は売春防止法の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合

(注2) 所得制限により支給停止されていた障害基礎年金の受給権者が、震災、風水害、火災等により、住宅・家財その他の財産の額のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、損害を受けた月から翌年の7月まで、所得を理由とする支給停止は行われぬ。

★ 寡婦年金

支給要件	<p>【死亡した夫の要件】</p> <p>① 死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者(任意加入被保険者(特例による任意加入被保険者を除く。))を含む。としての被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が原則として25年以上である夫(保険料納付済期間又は学生等の保険料納付特例以外の保険料免除期間を有する者に限る。)が死亡したこと。</p> <p>② 死亡した夫が障害基礎年金(旧法の障害年金(障害福祉年金を除く。))を含む。)の受給者であったことがないこと。</p> <p>③ 死亡した夫が老齢基礎年金(旧法の老齢年金、通算老齢年金を含む。)の支給を受けていないこと。</p> <p>【受給権者となる妻の要件】</p> <p>① 夫の死亡の当時夫によって生計を維持していたこと。</p> <p>② 夫との婚姻関係(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)が10年以上継続したこと。</p> <p>③ 夫の死亡当時、妻は65歳未満であること。</p>
失権事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妻が65歳に達したとき ・ 妻が死亡したとき ・ 妻が婚姻したとき ・ 妻が養子となったとき(直系血族又は直系姻族の養子となったときを除く。) ・ 妻が繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得したとき
支給停止事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫の死亡について、労働基準法の規定による遺族補償が行われるべきものであるときは、死亡日から6年間、その支給を停止する。

★ 死亡一時金

支給要件	<p>① 死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者(任意加入被保険者を含む。)としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算した月数が36月以上である者が死亡した場合</p> <p>② 死亡した者が次に掲げる年金たる給付を受けたことがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金 ・ 旧国民年金法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金(障害福祉年金を除く。) ・ 母子年金(母子福祉年金を除く。)、準母子年金(準母子福祉年金を除く。)
------	--

★ 給付制限

- ① **故意**に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、**支給しない**。
- ② **故意の犯罪行為**若しくは**重大な過失**により、又は**正当な理由がなくて療養に関する指示に従わない**ことにより、障害若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする給付は、その**全部又は一部を行わないことができる**。自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となった事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。
- ③ 遺族基礎年金、寡婦年金又は死亡一時金は、被保険者又は被保険者であった者を故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族基礎年金又は死亡一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

遺族基礎年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

- ④ 年金給付は、次のいずれかに該当する場合においては、その額の**全部又は一部につき、その支給を停止することができる**。
- (ア) 受給権者が、正当な理由がなくて、社会保険庁長官が行う書類や物件等の**提出命令**に従わず、又は当該**職員の質問に応じなかった**とき。
- (イ) 障害基礎年金の受給権者又は障害の状態にあることにより加算額の対象になっている子が、正当な理由がなくて、社会保険庁長官の行う**命令**に従わず、又は当該**職員の診断を拒んだ**とき。
- ⑤ 受給権者が、正当な理由がなくて、所定の**届出**をせず、又は**書類**その他の物件を**提出しない**ときは、年金給付の**支払を一時差し止めることができる**。

★ 保険料申請免除の比較

	全額申請免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
扶養親族がいない場合	57万円	78万円	118万円	158万円
扶養親族がいる場合	(扶養親族の数+1) × 35万円+22万円	78万円+扶養親族 の数×38万円	118万円+扶養親 族の数×38万円	158万円+扶養親族 の数×38万円

★ 公的年金の財政方式【平成 13 年度本試験選択式問題】

※ 用語の説明 … この問題の選択肢はさまざまな専門用語が出ていますので、言葉の解説を加えておきます。

1. 積立方式

積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資を保険料であらかじめ積み立てていく財政方式で、さらに次の2つに分類されます。

① 平準保険料方式

将来の年金給付を賄うための費用(=保険料)を全期間にわたって平準化する方式です。

② 段階保険料方式

将来これくらいの年金財政が必要であるという予測を立て、それに基づいて保険料を段階的に引き上げていく方式です。積立方式の要素を持ちながら、物価スライドや賃金再評価(賃金スライド)などによる引き上げを後世代負担とする、後述の賦課方式を取り入れたものです。

厚生年金の発足当時(昭和 17 年 6 月)は平準保険料方式を採用していましたが、戦後インフレによる積立金の目減りなどによって幾度となく保険料率を変更し、そして昭和 48 年、物価スライドや賃金再評価などの制度が導入されるに及んで、段階保険料方式が取り入れられました。

2. 賦課方式

賦課方式とは、年度ごとに年金給付に必要な費用をその時々々の現役加入者から賄う財政方式です。国民年金の給付たる基礎年金に方式が採用されました。

参考：積立方式と賦課方式の比較

	積立方式	賦課方式
考え方	・将来の年金給付に必要な原資を保険料であらかじめ積み立てていく方式	・年金給付に必要な費用をその時々々の現役加入者からの保険料で賄う方式
経済変動への対応	・想定を超えたインフレ、賃金上昇があった場合には、現役加入者に保険料の追加負担を求めない限り、実質的に価値のある年金の支給は困難。	・想定を超えたインフレ、賃金上昇があった場合には、その時点での現役加入者の保険料負担により実質的に価値のある年金を支給。
制度発足時の対応等	・制度発足時の高齢・引退世代に相当水準の給付を行うためには、制度発足時の世代がその分の保険料を負担することが必要。 ・現役世代は制度発足時から自分の将来の給付のために相当水準の保険料が必要となるが、最終保険料は賦課方式より低くなる。	・制度発足時の高齢・引退世代に高額な保険料負担を求めずに、その時点の現役世代の保険料負担によって相当水準の年金を給付。 ・現役世代は、制度発足時に低い保険料負担ですむが、最終保険料は積立方式より高くなる。

★ 保険料水準固定方式

将来の最終的な保険料水準を固定して、その範囲内で給付水準を自動調整する仕組み。**現在の国民年金と厚生年金保険に用いられております。**

● 国民年金

適用年度	保険料月額	適用年度	保険料月額
平成 17 年度	13,580 円 × 保険料改定率	平成 24 年度	15,540 円 × 保険料改定率
平成 18 年度	13,860 円 × 保険料改定率	平成 25 年度	15,820 円 × 保険料改定率
平成 19 年度	14,140 円 × 保険料改定率	平成 26 年度	16,100 円 × 保険料改定率
平成 20 年度	14,420 円 × 保険料改定率	平成 27 年度	16,380 円 × 保険料改定率
平成 21 年度	14,700 円 × 保険料改定率	平成 28 年度	16,660 円 × 保険料改定率
平成 22 年度	14,980 円 × 保険料改定率	平成 29 年度	16,900 円 × 保険料改定率
平成 23 年度	15,260 円 × 保険料改定率		

※ 平成 20 年度の保険料 14,420 円 × 0.999 (平成 20 年度保険料改定率) ≒ 14,410 円

保険料の額は、基本額に保険料改定率を乗じて得た額 (その額に 5 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げるものとする。)

※ 保険料改定率は、毎年度、前年度の保険料改定率に**名目賃金変動率**を乗じて得た率を基準として改定する。

● 厚生年金保険

	原則	第 3 種被保険者
平成 16 年 9 月以前	1,000 分の 135.8	1,000 分の 149.6
平成 16 年 10 月 ~ 平成 17 年 8 月	1,000 分の 139.34	1,000 分の 152.08
平成 17 年 9 月 ~ 平成 18 年 8 月	1,000 分の 142.88	1,000 分の 154.56
平成 18 年 9 月 ~ 平成 19 年 8 月	1,000 分の 146.42	1,000 分の 157.04
平成 19 年 9 月 ~ 平成 20 年 8 月	1,000 分の 149.96	1,000 分の 159.52
平成 20 年 9 月 ~ 平成 21 年 8 月	1,000 分の 153.5	1,000 分の 162
平成 21 年 9 月 ~ 平成 22 年 8 月	1,000 分の 157.04	1,000 分の 164.48
平成 22 年 9 月 ~ 平成 23 年 8 月	1,000 分の 160.58	1,000 分の 166.96
平成 23 年 9 月 ~ 平成 24 年 8 月	1,000 分の 164.12	1,000 分の 169.44
平成 24 年 9 月 ~ 平成 25 年 8 月	1,000 分の 167.66	1,000 分の 171.92
平成 25 年 9 月 ~ 平成 26 年 8 月	1,000 分の 171.20	1,000 分の 174.40
平成 26 年 9 月 ~ 平成 27 年 8 月	1,000 分の 174.74	1,000 分の 176.88
平成 27 年 9 月 ~ 平成 28 年 8 月	1,000 分の 178.28	1,000 分の 179.36
平成 28 年 9 月 ~ 平成 29 年 8 月	1,000 分の 181.82	1,000 分の 181.84
平成 29 年 9 月以降	1,000 分の 183	1,000 分の 183

※ 日本たばこ産業株式会社 (JT) 1,000 分の 155.5、旅客鉄道会社等 (JR) 1,000 分の 156.9
平成 21 年 9 月から保険料率の引き上げが開始される。